

文教委員会資料

令和4年第2回定例会提出予定議案の説明

議案第3号

川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について（教育委員会事務局に関する部分）

資料1 川崎市民間活用事業者選定評価委員会の設置について（案）

資料2 新旧対照表

令和4年2月10日

教育委員会事務局

川崎市民間活用事業者選定評価委員会の設置について（案）

1 改正理由

民間活用（川崎版PPP）推進方針（令和2年3月策定）に基づき、民間活用事業に応募する民間事業者の提案の審査や事業化後の評価を実施するにあたり、公正性、透明性、客観性の確保の観点から、学識経験者の意見を踏まえて手続きを進める必要があり、民間事業者の選定等に関して調査審議を行う民間活用事業者選定評価委員会を設置するため。

なお、指定管理者選定評価委員会については、民間活用事業者選定評価委員会の設置に伴い整理統合することとし、廃止する。

2 設置する附属機関

- (1) 名 称 川崎市教育委員会事務局民間活用事業者選定評価委員会
- (2) 所 掌 事 務 教育委員会が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。
- (3) 組 織 学識経験者10人以内の委員で構成
- (4) 委員の任期 2年

3 廃止する附属機関

川崎市教育委員会事務局指定管理者選定評価委員会

4 施行期日

令和4年4月1日から

川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後					改正前				
○川崎市附属機関設置条例 平成27年 3月23日 条例第 1号 別表第 2 (第 2条～第 5条関係) 教育委員会の附属機関					○川崎市附属機関設置条例 平成27年 3月23日 条例第 1号 別表第 2 (第 2条～第 5条関係) 教育委員会の附属機関				
附属機関	所掌事務	委員 の定 数	委員の構成	委員 の任 期	附属機関	所掌事務	委員 の定 数	委員の構成	委員 の任 期
川崎市教育 委員会事務 局民間活用 事業者選定 評価委員会	教育委員会が所管する <u>事務 における民間事業者の活力 を活用した手法</u> の導入の適 否並びに <u>民間活用に係る民 間事業者</u> の選定及び評価に 関して調査審議すること。	10人 以内	学識経験者	2年	川崎市教育 委員会事務 局指定管理 者選定評価 委員会	教育委員会 <u>事務局</u> が所管す る <u>公の施設における指定管 理者制度</u> の導入の適否並び に <u>指定管理者</u> の選定及び評 価に関して調査審議するこ と。	8人 以内	学識経験者	2年
川崎市教科 用図書選定 審議会	市立学校において使用する 教科用図書の選定に関して 調査審議すること。	20人 以内	(1) 学識経験者 (2) 学校教育の 関係者 (3) 市職員	1年	川崎市教科 用図書選定 審議会	市立学校において使用する 教科用図書の選定に関して 調査審議すること。	20人 以内	(1) 学識経験 者 (2) 学校教育 の関係者 (3) 市職員	1年
川崎市橘樹 (たちばな) 官衙(かん が)遺跡群 調査整備委 員会	橘樹官衙遺跡群の調査並び に保存、整備及び管理に関 する事項に関して調査審議 すること。	10人 以内	学識経験者	2年	川崎市橘樹 (たちばな) 官衙(かん が)遺跡群 調査整備委 員会	橘樹官衙遺跡群の調査並び に保存、整備及び管理に関 する事項に関して調査審議 すること。	10人 以内	学識経験者	2年